

「法定事後開示書面（吸収合併）  
（株式会社キャリアデザインITパートナーズ）」

2021年4月1日

株式会社キャリアデザインセンター

2021年4月1日

東京都港区赤坂三丁目21番20号  
株式会社キャリアデザインセンター  
代表取締役社長兼会長 多田弘實

## 吸収合併契約に関する事後開示事項

(吸収合併存続会社/会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

当社は、2021年1月19日付で株式会社キャリアデザインITパートナーズ（以下、「吸収合併消滅会社」）との間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併」）に基づき、2021年4月1日を効力発生日として吸収合併を行いました。本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200に定める事項は以下の通りであります。

### 記

#### 1. 吸収合併が効力を生じた日

2021年4月1日

#### 2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項に関する手続きの経過

##### (1) 吸収合併をやめることの請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、本吸収合併をやめることを請求した株主はありませんでした。

##### (2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

##### (3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していませんので該当事項はありません。

##### (4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、2021年2月12日付けで官報に公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項に関する手続きの経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易合併に該当するため、外交事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易合併に該当するため、外交事項はありません。

(3) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、2021 年 2 月 12 日付けで官報に公告を行うとともに、2021 年 2 月 15 日付けで電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙の通りであります。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

2021 年 4 月 1 日

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

# 吸収合併に関する事前開示書面

2021年1月19日

株式会社キャリアデザインセンター

株式会社キャリアデザインITパートナーズ

2021年1月19日

東京都港区赤坂三丁目21番20号  
株式会社キャリアデザインセンター  
代表取締役社長兼会長 多田弘實

東京都港区赤坂三丁目21番20号  
株式会社キャリアデザインITパートナーズ  
代表取締役会長 多田弘實

## 吸収合併契約に関する事前開示事項

(吸収合併存続会社/会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面

(吸収合併消滅会社/会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面

株式会社キャリアデザインセンター（以下、「吸収合併存続会社」）及び株式会社キャリアデザインITパートナーズ（以下、「吸収合併消滅会社」）は、2021年1月19日付で、2021年4月1日を効力発生日とする吸収合併契約（以下「本吸収合併」）を締結いたしました。本合併契約に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は以下の通りであります。

### 記

1. 吸収合併契約の内容  
別添1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項  
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行いません。
3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項  
該当事項はありません。

#### 4. 計算書類等に関する事項

##### (1) 吸収合併存続会社

###### ①最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム (EDINET)」よりご覧いただけます。

②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。

③最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容  
該当事項はありません。

##### (2) 吸収合併消滅会社

###### ①最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度の計算書類等は、別紙2のとおりです。

②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。

③最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容  
該当事項はありません。

#### 5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

したがって、本吸収合併後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

#### 6. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上



## 合併契約書

株式会社キャリアデザインセンター（以下「甲」という。）と株式会社キャリアデザイン I T パートナーズ（以下「乙」という。）とは、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第 1 条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下、「本合併」という。）する。

### 第 2 条（合併をする会社の商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次の通りである。

#### 吸収合併存続会社

商号：株式会社キャリアデザインセンター

住所：東京都港区赤坂 3 - 2 1 - 2 0

#### 吸収合併消滅会社

商号：株式会社キャリアデザイン I T パートナーズ

住所：東京都港区赤坂 3 - 2 1 - 2 0

### 第 3 条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日は 2 0 2 1 年 4 月 1 日とする。ただし、合併手続の進行上必要がある場合、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

### 第 4 条（合併対価の交付及び割当）

甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対する株式の発行、割当、金銭等の対価の交付を行わない。

### 第 5 条（資本金及び準備金等）

本合併によって、甲の資本金及び準備金等は増加しない。

### 第 6 条（合併承認決議）

甲及び乙は、本合併がそれぞれ簡易合併（会社法第 796 条第 2 項）及び略式合併（同法 784 条第 1 項）に該当し、本契約につき株主総会の承認を得ないで本合併を実行することを確認する。

## 第7条（会社財産の引継ぎ）

- 1 乙は、2020年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を反映した一切の資産、負債及び権利義務その他の法律関係を、本合併の効力発生日に甲に引き継ぐ。
- 2 乙は、第1項記載の貸借対照表作成日の翌日から効力発生日までの資産及び負債の変動を、計算書を作成して甲に報告する。

## 第8条（従業員の引継ぎ）

甲は、効力発生日における乙の従業員を承継する。なお、勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとし、その他の細目については甲及び乙が協議して決定する。

## 第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議の上、これを行う。

## 第10条（条件の変更、解除）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでに、甲又は乙の資産、負債、経営の状況など本契約締結の前提となる事情に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第11条（本契約の効力）

本契約は、甲及び乙の合併承認取締役会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

## 第12条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義が生じたとき、甲及び乙は、誠意をもって協議し速やかに解決をはかるものとする。

以上、本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が本書を保管し、乙は本書の写しを保有する。

2021年1月19日

甲：東京都港区赤坂3-21-20  
株式会社キャリアデザインセンター  
代表取締役社長兼会長 多田 弘實



乙：東京都港区赤坂3-21-20  
株式会社キャリアデザイン IT パートナーズ  
代表取締役会長 多田 弘實



(別紙2)

# 決 算 報 告 書

株式会社キャリアデザインITパートナーズ  
第7期

自 2019年10月1日

至 2020年9月30日

# 貸借対照表

2020年9月30日現在

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>1,393,978,384</b>	<b>流動負債</b>	<b>666,282,998</b>
現金及び預金	842,917,732	未払金	75,999,332
売掛金	540,774,008	未払費用	343,969,564
その他	10,989,644	未払法人税等	59,189,200
貸倒引当金	△ 703,000	未払消費税等	176,550,637
		その他	10,574,265
<b>固定資産</b>	<b>16,472,381</b>		
有形固定資産	164,129		
その他	164,129		
無形固定資産	16,308,252		
ソフトウェア	15,868,252		
その他	440,000		
		<b>負債合計</b>	<b>666,282,998</b>
		<b>純資産の部</b>	
		<b>【株主資本】</b>	<b>744,167,767</b>
		【資本金】	40,000,000
		【資本剰余金】	39,800,189
		その他資本剰余金	39,800,189
		【利益剰余金】	<b>664,367,578</b>
		その他利益剰余金	664,367,578
		<b>純資産合計</b>	<b>744,167,767</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,410,450,765</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,410,450,765</b>

# 損益計算書

自 2019年10月1日  
至 2020年9月30日

(単位:円)

科 目	金	額
売 上 高		4,566,875,892
売 上 原 価		3,672,088,024
売 上 総 利 益		894,787,868
販売費及び一般管理費		623,830,227
営 業 利 益		270,957,641
【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息	4,986	
雑 収 入	2,693,929	
助 成 金 収 入	3,690,748	6,389,663
【 営 業 外 費 用 】		
雑 損 失	2	2
経 常 利 益		277,347,302
税 引 前 当 期 純 利 益		277,347,302
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	97,201,662	
法 人 税 等 調 整 額	△ 869,282	96,332,380
当 期 純 利 益		181,014,922

### 株主資本等変動計算書

自 2019年10月1日

至 2020年9月30日

(単位:円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金		
当期首残高	40,000,000	39,800,189	483,352,656	563,152,845	563,152,845
当期変動額					
当期純利益			181,014,922	181,014,922	181,014,922
当期変動額合計	—	—	181,014,922	181,014,922	181,014,922
当期末残高	40,000,000	39,800,189	664,367,578	744,167,767	744,167,767

〔個別注記表〕

株式会社キャリアデザインITパートナーズ

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりになります。

建物	15年
工具、器具及び備品	4～10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 4,000株